

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議にあべ委員から欠席する旨の届出があります。

議題に入る前ではありますが、7月4日に正副委員長会議が開催され、本日配信している資料、正副委員長会議確認事項のとおり、委員会の統一的な運営を図るための事項が確認されましたので、御一読の上、御承知おき願います。

なお、1(8)のオンライン委員会や9(1)の常任委員会におけるテーマ設定に係る取組など、前期の委員会から新たに加わった事項がございますので、その点を必ず御確認願います。

それでは会議を進めてまいります。

1、商工業、観光及びスポーツ、農林畜産業、建設並びに上下水道事業に関する事項についてを議題といたします。

初めに、(1)所管部局の業務概要の説明について、市政のあらましに基づき、理事者から説明を受けたいと思いますが、市政のあらましは今年度からペーパーレス化されております。サイドブックスの市政のあらましフォルダ、全体の、本体のほうですね、委員会のフォルダではなく、ホームから入る市政のあらましフォルダに、行政編、施設編をそれぞれ配信しております。下のほうになります。そちらを御確認願います。

それでは、順次、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 経済部の所管業務につきまして御説明申し上げます。

経済部では、商業振興、工業振興、雇用労政、労働施策や金融支援、企業誘致及び動物園に関する事項を所管しております、組織は、第1種施設であります工芸センター、旭山動物園の2施設を含めまして6課で、職員数は、7月1日現在、88名となっております。

所管業務に係る事業につきましては、市政のあらまし(行政編)の195ページから214ページまでに記載されておりますので、その中から主な事業につきまして御説明いたします。

初めに201ページ、5、スタートアップ伴走支援事業についてでございます。起業・創業希望者に対しまして、制度やノウハウを学び、交流する機会の提供や、ビジネスプランコンテストの開催、補助金の交付など、各段階において必要な支援を一般財団法人旭川産業創造プラザと連携しながら進めているほか、中高生などの若年層を対象に、未来の起業家を育てるための体験プログラムなど、起業に向けた意識醸成に取り組むものでございます。

続きまして、202ページ、11、創造拠点運営事業です。上川倉庫群にございますデザインギャラリーを地域内外の住民や企業、団体、クリエーター等が集まり、創造的な活動の拠点として活用するため、地域おこし協力隊2名を任用し、地域デザイン活動の活性化と拠点機能の充実を図るものでございます。

続きまして、212ページ、3、BCP連携推進事業です。地震などの自然災害が少なく、安全、安心である旭川市の優位性を生かし、全国の企業の事業継続を支える拠点として、市内企業と遠隔地の企業とのBCP連携の促進に向け、情報発信や誘致活動を行うものでございます。

続きまして、213ページ、4、若者地元定着促進事業です。若者の地元定着やUIJターンを促進するため、関係機関と連携し、合同企業説明会を開催するほか、今年度は企業情報提供サイト

「はたらくあさひかわ」の改修を行うものでございます。

続きまして、所管する施設についてでございます。市政のあらまし（施設編）の59ページから66ページまでに記載をしております。今回は旭山動物園について御説明を申し上げます。65ページになります。これまでに整備した施設については、記載のとおりでございますが、今年度は、マヌルネコ舎の増築工事のほか、子どもたちが気軽に遊ぶことができる遊具やインクルーシブ遊具の設置に係る工事を進めているところでございます。入園者につきましては、66ページの上段に記載しております。直近の令和6年度は約139万6千人となっております。

以上、経済部所管の業務に係る説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○菅原観光スポーツ部長　観光スポーツ部の所管業務について御説明申し上げます。

観光スポーツ部は、観光、スポーツ及びスポーツ施設の整備に関する事項を所管しております、観光課、スポーツ推進課、及びスポーツ施設整備課の3課体制で、職員数は、4月1日現在で28名となっております。

所管業務に関わる主な事業の概要につきましては、市政のあらまし（行政編）の215ページから223ページまでに掲載されております。また、所管する施設につきましては、市政のあらまし（施設編）の67ページから76ページまでに掲載されており、観光案内所関連の施設や、道北アーツ大雪アリーナ、リクルートスタッフィング　リック＆スー旭川体育館などがございます。

それでは、主な事業の概要につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づき、9、観光の現況、215ページ以降に掲載しております観光関連事業について御説明いたします。

初めに、217ページを御覧ください。4の観光プロモーション推進事業につきましては、本市を含む道北圏域での観光客誘致に取り組むあさひかわ観光誘致宣传協議会が主体となり、圏域内の自治体等と連携しながら、本エリアへの観光誘客を図る事業を実施するものでございます。

次に、その下、5、冬季観光滞在促進事業につきましては、本市の冬を代表するイベントであります旭川冬まつりや、冬まつりと同時開催される氷彫刻世界大会に対する支援など、本市の冬季の観光促進を図るものでございます。

次に、218ページを御覧ください。8の大雪カムイミンタラDMO推進事業につきましては、滞在型・通年型観光の促進に向けたマウンテンシティーリゾートの形成を推進し、スキー場を核とした冬季観光の促進や、各種モデル事業を実施する、一般社団法人大雪カムイミンタラDMOを支援するものでございます。

観光関連事業の最後、9、醸造文化活用産業観光振興事業につきましては、本市が有するしょうゆや酒、みそといった醸造の伝統技術、歴史文化を含めた醸造文化について、アクションプランの実践や情報発信に取り組み、アドベンチャートラベルの異文化体験の新たなコンテンツとして発展させることで、欧米豪を中心とするインバウンドの誘客促進や、持続可能な産業観光の振興を図るものでございます。

続きまして、11、スポーツについて御説明いたします。

220ページを御覧ください。6の旭川ハーフマラソンにつきましては、市民の体力向上や、観光資源としてまちを活性化させることを目的に、マラソン大会を開催するものであります。

次に、222ページを御覧ください。10、スポーツ大会等誘致推進事業につきましては、本市の充実した都市機能や、気候的特性を生かし、日本代表や国内でトップクラスの実績を持つ団体等

のスポーツ合宿の誘致活動などを行うものであります。

次に、11、通年生涯スポーツ振興事業につきましては、市民が主体的にスポーツ等に取り組む機会の提供と環境づくりを推進するため、旭川スポーツみらいアンバサダー事業や、プロスポーツの振興事業などを通して、市民のライフスタイルに合ったスポーツ振興事業を実施するものであります。

続きまして、223ページ、12、スポーツ施設の整備について御説明いたします。

1の花咲スポーツ公園再整備事業につきましては、北北海道のスポーツ競技の拠点として、また、市民の日常利用の場として長年親しまれてきた花咲スポーツ公園について、施設の老朽化が進んでいること、スポーツを取り巻く状況の変化や多様化するニーズに対応できていないことから、総合体育館の建て替えによる新たな機能を導入した新アリーナ整備を初めとする公園の再整備を行うことで、市民スポーツの充実を図り、地域のにぎわいづくりや新たな価値の創出を目指すものであります。

最後に、2、東光スポーツ公園整備事業につきましては、平常時はスポーツ・レクリエーションが行える新たなスポーツの拠点として、また、災害発生時には広域防災拠点及び広域避難所としての防災公園の整備を行うものであります。

以上、観光スポーツ部所管に係る主な事業についての説明とさせていただきます。

○林農政部長 農政部所管業務について説明をいたします。

農政部では、農業林業等に関する事項を所管しております、農政課、農業振興課、農林整備課、それから第1種施設である農業センターの4課で構成し、職員数は4月1日現在で、63名となっております。

市政のあらまし（行政編）に基づいて説明をいたします。224ページから225ページにかけて、本市農業の現況が記載されております。

主な事業につきまして、初めに、227ページ、4の新規就農確保・育成対策事業ですが、担い手が減少していく中にも関わらず、本市農業を力強く発展させるため、新規就農者を確保し、地域と行政が一体となってその受け入れから経営発展まで一貫した支援を行っていくものであります。

続いて、5、担い手確保・育成バックアップ対策事業では、多様な農業経営の発展を推進するため、不足する労働力の確保に向けた農福連携などの各種事業を行うほか、市内の各地域における将来の農業の姿を示す地域計画を策定しております。

続いて、228ページ、10の農産物等流通拡大支援事業では、農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、農畜産物の商品開発等について支援するほか、旭川食のアンバサダー下國シェフの協力のもと、旭川産の米や野菜、果樹などのPRを行っているものです。

229ページ、高付加価値農産物流通拡大事業ですが、大阪府泉大津市との連携により、有機農産物を初めとするクリーン農産物のPR事業を展開していくほか、農業者の有機農業への転換に対して、補助金などの支援を行ってまいります。

続いて、231ページ、スマート農業・省力化技術導入支援事業ですが、担い手の減少・高齢化等による労働力不足により、1戸当たりの作付面積が増加し、経営規模が拡大していることから、作業の省力化、効率化などを図るため、自動操舵システム等の導入を支援するものであります。

続いて、その下なんですが、省力化資材導入支援事業です。令和7年度からの新規事業で、農業

者の労働力の負担を軽減するため、水稻育苗用シルバーシート等の省力化資材の導入を支援するものであります。

次に、234ページ、強い園芸産地づくり支援事業、こちらは、足腰の強い園芸作物産地として、市場競争力の強化や経営効率化を図るため、園芸作物の生産体制を整え、産地としての維持、発展を図ろうとするものであり、高収益作物の生産拡大、それから暑熱対策に対する支援などを行っております。

次に、その下、農業担い手研修育成事業ですが、次世代を担う農業者の育成、確保に向け、農業センターに北海道認定の農業担い手研修育成センター機能を備えまして、市内及び近隣町の新規就農希望者や、新たに園芸品目の栽培に取り組む農業者に対し、技術研修や技術指導を行い、経営の安定化を支援しているものであります。

次に、235ページ、19、農業農村整備、1、農業生産基盤整備事業ですが、236ページの②生産基盤改善促進事業では、耕作放棄地の発生防止等のために、暗渠排水、除礫、区画整理に対する助成を実施することで農地の改善を図り、将来に持続する生産性の高い営農体制づくりを進めているものです。

次に、林業の振興に係る主な事業になりますが、238ページ、3の林業担い手確保・育成支援事業では、林業機械の導入支援等により、林業事業者の体制強化を図り、効率的な森林整備を促進するとともに、北海道立北の森づくり専門学院のPR支援、こちらを行うことで、林業の担い手の確保、育成を支援してまいります。

最後に、農政部が所管する施設ですけれども、市政のあらまし（施設編）の77ページから86ページまでに掲載されております。江丹別の若者の郷や市営牧場、東旭川の21世紀の森施設、それから、試験研究施設として農業センター、こちらがございます。

以上になります。農政部所管に係る事業等の説明とさせていただきます。

○岡田建築部長 建築部所管の主な事業について御説明いたします。

建築部につきましては、市有施設をはじめとする、市内建築物を広く所管している部局で、建築総務課、市営住宅課、建築指導課、公共建築課、設備課の5課、職員数83名で事業を進めております。

それでは、市政のあらまし（行政編）の241ページ以降に記載がありますので、そちらを御覧ください。

まず、241ページを御覧ください。23、建築行政、1の建築確認申請等につきましては、建築確認や建築許可のほか、違反建築物の是正指導などを行うものであり、令和6年度は、建築確認申請、許可申請を合わせ1千76件の取扱いがございました。

2の建築物耐震改修等促進事業につきましては、建築物の耐震化促進のため、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅に対しまして、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を、また、不特定多数の方が利用する民間建築物に対しまして、アスベストの分析調査や除去等に要する費用の一部を補助するもので、令和7年度は耐震診断1件、耐震改修1件、アスベスト分析調査3件、除去1件を見込んでおり、予算額は286万1千円となってございます。

3の空家等総合対策事業につきましては、不良空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助するほか、危険な空き家等に対する緊急安全措置や所有者不在の空き家についての相続財産清算人の選

任の申立てなどを行うもので、令和7年度は、不良空き家住宅等除却費補助交付を4件、緊急安全措置2件、相続財産清算人の選任3件を見込んでおり、予算額は672万4千円となってございます。

4の屋外広告物対策事業につきましては、屋外広告物の設置許可や、屋外広告業の登録のほか、適正に管理されていない広告物の調査等を行うもので、令和6年度は、許可申請取扱い件数が644件、屋外広告業の登録申請件数が116件でございました。

242ページを御覧ください。5の住宅改修促進事業でございます。この事業につきましては、長く快適に住み続けられる住まいづくりの促進のため、住宅の省エネルギー化や、適切に維持するための改修に要する工事費用の一部を補助するもので、令和7年度は450件の補助件数を見込んでおり、予算は3千266万8千円でございます。

6の住宅雪対策事業につきましては、融雪施設の設置に要する工事費用の一部を補助するもので、令和7年度は300件の補助を見込んでおり、予算額は3千14万8千円でございます。

7の地域材活用住宅建設促進事業でございますが、この事業は、地域材を使用した高性能住宅を新たに取得した者に対して、費用の一部を補助するもので、令和7年度は21件の補助を見込んでおり、予算額は7千680万6千円でございます。

続きまして、24、公営住宅、1の公営住宅の現況でございます。243ページを御覧ください。本市の市営住宅の管理戸数は、令和6年度末で4千761戸となっており、令和6年度は、旭正団地及び春光台団地の平家建て住戸、第2豊岡団地旧住棟の解体によって、令和5年度から72戸の減となっております。市営住宅の応募状況につきましては、年4回実施している定期募集において、令和5年度の第4回以降の応募倍率が、それ以前に比べまして高くなっていますが、これは、単身者が入居できる住戸の制限を撤廃したことによるものと考えております。

243ページ、2の市営住宅整備事業でございます。この事業は、市営住宅の建て替え等の整備を行うもので、令和7年度は、令和6年度に着工した第2豊岡団地新3号棟の新築工事を継続しており、令和8年度に完成する予定でございます。

以上、建築部所管の主な事業概要でございます。

○高橋土木部雪対策担当部長 土木部の所管業務につきまして、御説明申し上げます。

土木部は、道路、公園、河川、その他土木に関する事項を所管しており、土木総務課、雪対策課、土木管理課、用地課、土木建設課、公園みどり課及び第1種施設であります土木事業所の6課1施設の体制で、職員数は7月1日現在で、133名となっております。

続きまして、市政のあらまし（行政編）に基づきまして、主な事業の概要について御説明申し上げます。244ページを御覧ください。

初めに、25、公園緑化についてであります。1、公園の現況につきましては、本市には、街区、近隣、地区、総合公園など、全部で438か所の公園があり、その面積は809万1千916平方メートルとなっております。

次に、2、都市公園等の整備につきましては、街区公園をはじめ、市民要望の強い老朽化した公園施設の改築、更新等を旭川市公園施設長寿命化計画に基づいて進めるものであり、令和7年度は永山中央公園ほか、計28か所の公園施設の改築、更新、撤去などを実施する予定であります。

次に、245ページの4、緑化推進事業につきましては、美しい町並みの形成と緑化意識の高揚

を図るため、シンボル花壇等の整備のほか、花フェスタの開催や市民参加による道路等の花壇づくりに関する支援を行っております。

次に、少し飛びまして、248ページの27、道路橋りょう整備についてであります。1、道路橋りょうの現況につきましては、令和7年4月1日現在の市道延長は2千145.2キロメートルで、そのうち特殊軽舗装を含む舗装道は1千860.8キロメートルで、舗装率は86.7%となっております。また、市道の橋梁は全部で596橋あり、総延長は12.3キロメートルとなっております。

次に、2、道路舗装・橋りょうの整備につきましては、快適な市民生活と効率的な産業活動のため、道路橋梁の整備を促進するもので、生活道路の改良や橋梁の長寿命化等を行う行うため、令和7年度の整備事業費として41億4千884万5千円を計上しております。

次に、3、都市計画道路整備についてでありますが、都市計画道路は、活力ある都市形成、防災上の役割など多面的な機能を有する都市の基盤的施設であり、市内における総延長は248.3キロメートルとなっております。そのうち、市道延長は116.25キロメートルで、改良済みの延長は97.01キロメートル、改良率は83.45%、また、舗装済みの延長は75.83キロメートルで、舗装率は65.23%となっております。令和7年度は、年度内での事業完了を予定している大雪通や、令和5年度から事業に着手した永山東光線の整備事業費として、1億3千942万9千円を計上しております。

次に、249ページの4、除雪についてであります。効率的かつ効果的な除排雪を行うため、除排雪路線を機能に応じて、幹線道路、生活幹線道路、生活道路、郊外道路、特殊道路に区分し、区分ごとに出動基準や管理基準等を定めております。作業体制は、地区住民、除雪企業、市の3者が連携し、市内9地区に地区除雪連絡協議会を設けて、地域総合除雪体制を構築し、4つの業務委託により実施しております。251ページの下段に示しておりますが、令和6年度の除排雪の実施状況は、車道除雪延長2千135.2キロメートル、歩道除雪延長581.4キロメートル、排雪延長1千537.8キロメートルとなっております。

次に、252ページの5、雪対策事業についてであります。快適な都市環境づくりを推進するため、旭川市雪対策審議会の開催、除雪車両の購入、雪処理ルールの遵守や、除雪マナーの意識向上等を目的とした周知啓発のほか、担い手不足の解消に向け、除雪機械等運転免許取得支援事業などを実施しております。

次に、253ページの8、人や街にやさしいあかり環境推進事業についてであります。町内会等が設置する街路灯に関わる費用負担の軽減を図るため、設置費用や電気料金について補助金を交付するものであり、令和7年度は820灯の街路灯設置補助と990団体への街路灯維持補助を予定しております。

次に、253ページの下段の10、地籍調査事業についてであります。土地取引の円滑化や土地活用の促進、災害復旧の迅速化等が可能となるよう、地籍を明確化するための測量調査等を実施するものであり、令和7年度は永山北及び忠和の一部において実施を予定しております。

次に、254ページの11、地域歩行空間等整備事業についてであります。災害発生時における子どもや高齢者、障害者の移動性向上を図るため、路面の段差解消等により、歩行空間を確保し、安全に通行できる避難経路の整備を進めるものであり、令和7年度は延長0.8キロメートルの整

備を予定しております。

最後に、255ページ、28、河川整備についてであります。1、河川の現況につきましては、現在、本市には、国、道、市が管理する河川が136本あり、その総延長は613キロメートルに及んでおります。そのうち、本市が管理する河川は、準用河川が3本、4.1キロメートル、普通河川が114本、326.1キロメートルとなっております。

次に、3、河川整備事業につきましては、浸水被害の防止や生活環境の向上のため、本市が管理する河川及び排水路等の整備を行うもので、令和7年度は江丹別第一線川ほか18本の河川で事業を予定しております。

土木部の所管事業についての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○幾原上下水道部長 水道局が所管する水道及び下水道などの事業について御説明をいたします。

まずは水道事業についてでございますが、市政のあらまし（行政編）256ページを御覧ください。本市の水道事業計画につきましては、これまで5期にわたる拡張事業を終えて、現行の計画では、表の最下段の右側にありますとおり、給水人口37万8千人、1日最大給水量17万3千700立方メートルとなっております。

次に、257ページを御覧ください。1、現況の（1）給水人口、普及率等の推移についてでございます。令和6年度末の普及状況につきましては、表の上から3行目にはありますとおり、給水人口が30万1千81人となっており、上から5行目にはありますとおり、普及率は96.2%となっております。また、表の下から3行目にはありますとおり、配水管延長は2千230.15キロメートルとなっております。

次に、（2）令和7年度事業計画についてでございます。主な事業といたしましては、老朽化した配水管等の更新を進めており、②事業概要の表の左下にはありますとおり、配水本管布設替工事で、事業費21億756万円を予定しているところでございます。

次に、259ページを御覧ください。3、水道料金でございますが、令和4年7月に料金を改定しており、料金は、水道メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じた従量料金から成っております。

続きまして、下水道事業について御説明いたします。261ページを御覧ください。本市の下水道事業につきましては、昭和56年から現在の下水処理センターの設置により、周辺5町を含めた広域的な処理を開始しているところでございます。

262ページの1、現況の（1）、下水道普及状況を御覧ください。令和6年度末におきましては、表の上から3行目にはありますとおり、処理区域面積が8千68ヘクタール、上から5行目の処理区域内人口が30万5千938人で、下から3行目の下水道処理人口普及率は97.4%をカバーしております。

また、（2）下水道事業進捗状況の最下段にはありますとおり、管渠延長は1千928.2キロメートルとなっております。

次に、（3）令和7年度事業計画についてでございます。主な事業といたしましては、②事業概要にありますとおり、下水管布設工事で、事業費14億9千751万4千円を予定しているところでございます。

次に、2、公共下水道事業計画についてでございます。本市の下水道事業は、昭和33年策定の

下水道事業全体計画に沿って事業を進め、その後、数回の計画変更を重ね、現在の事業計画では8千127.8ヘクタールを処理区域としております。

次に、264ページを御覧ください。3、下水道使用料についてでございますが、令和4年7月に改定しており、使用料は、定額の基本使用料と汚水排出量に応じた従量使用料から成っております。

次に、267ページから268ページを御覧ください。31、簡易水道事業についてでございます。本市では郊外部の西神居地区で平成8年から、また、江丹別地区で平成17年から、それぞれ簡易水道事業を実施しております。

最後に、32、農業集落排水事業についてでございます。本市では、西神楽の千代ヶ岡地区で、平成13年から農業集落排水事業を実施しております。

以上が、水道局所管に関わる事業の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○有馬農業委員会事務局次長 農業委員会事務局でございます。本来であれば、事務局長が説明をさせていただくところでございますが、本日不在のため、私が代わって御説明をいたします。

それでは、農業委員会が所管する業務の概要について、御説明いたします。農業委員会は、市町村に設置される独立した合議体の行政機関であります。事務局の本年4月1日現在の職員数は、12名となっております。

それでは、市政のあらまし（行政編）269ページ、33、農業委員会を御覧ください。農業委員会では、農地法等関係法令に基づいた農地移動適正化あっせん事業などの許認可事業をはじめ、農地等の利用の最適化の推進、法人化その他の農業経営の合理化、農地利用の最適化に関する施策について、改善意見の提出や、農業者年金の窓口業務などを担当しております。

初めに、1、委員会構成でございます。現在、農業委員は、定数の27名が在任しております、内訳は、農業者等からの推薦が26名、農業関係以外の団体・個人からの推薦が1名となっております。

次に、下段、2、農地業務でございます。（1）農地移動適正化あっせん事業は、農業委員会等に関する法律及び農業振興地域の整備に関する法律に基づき、主に農地の所有権移転により、農業経営の規模拡大などを図るものでございます。（2）利用権設定等促進事業は、農業経営基盤強化促進法に基づき、主に農地の賃貸借契約締結により、農地の利用集積を図るものであります。その下段、（3）農地転用の推移は、農地を農業以外の目的で使用するための転用実績につきまして、270ページに移りまして、上段の（4）農地事務処理状況は、農地法第3条、第4条、第5条、第18条の規定に基づく各種許可及び届出、並びに行政サービスとして発行している現地目証明について、それぞれの実績を表中にお示ししております。（5）農地利用状況調査は、農地の適正管理の確認と遊休農地及び荒廃農地の早期発見を目的としまして、毎年度、全農業委員により実施しているものであります。

次に、同じページの3、農業者年金業務でございます。これは、主に農業者の老後の生活の安定と福祉向上のほか、後継者、または第三者への農地の権利移譲による経営の若返りや規模拡大の促進、年金受給前に亡くなられた方の遺族に対する保障をするため、農業者老齢年金、経営移譲年金、死亡一時金などの支給手続といった農業者年金業務を農業者年金基金から委託を受けて行っております。

次に、同じページの4、農業後継者施策でございます。新規就農希望者や後継者育成への対応として、農業委員による営農方法の指導や助言のほか、農地の生前一括贈与を促進するための納税猶予証明などを発行しております。

最後に、271ページに移りまして、5、農業情報の提供活動でございます。農地行政の動向をはじめ、事務局に寄せられる農地に関する相談事例などをまとめた農業委員会だよりを農業委員が編集、発行することにより、農業者及び関係機関の皆様に、農業委員会への理解を深めていただく活動を行っておりますが、令和6年度の発行は休止しております。

以上、農業委員会所管業務の概要について御説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○江川委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2)中小企業の経済対策についてを議題といたします。この件につきましては、金谷委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○金谷委員 それでは質疑をさせていただきたいと思います。

予定しておりました時間より短くなりますけれども、何点かお聞きいたします。ちょっと諸事情によりまして若干短くなりました。

今年度に入って3か月が経過いたしましたが、旭川市の中小企業の経営状況について、市としてはどのようにになっているのか調査をしていますか。現状について、認識を伺いたいと思います。

○小島経済部次長 旭川市内の中小企業の経営状況の現状の把握ということでございます。

まず、日本銀行の旭川事務所の金融経済概況によりますと、本年6月時点での全体感として、道北地域の景気は、一部に弱めの動きが見られるが、持ち直しているとされており、同事務所の企業短期経済観測調査においても、景況判断はよいと回答した企業数から悪いと回答した企業数を差し引いた数値が、プラスの15となっているところでございます。

その一方で、本市が本年6月に実施いたしました旭川市中小企業経営状況アンケート調査では、前年と比較した経営環境はよくなつたが26.9%、変化なしが38%、悪化したが34.5%となっており、物価高騰の影響などから、厳しい経営環境に置かれている企業が一定数存在しているものというふうに認識しているところでございます。

○金谷委員 今お示しいただきましたように、悪化していると答えてる事業者は多いと分かりました。特に、その要因に対してどのように分析をしているのか、お考えをお聞かせください。

○小島経済部次長 ただいま答弁いたしましたアンケート調査の結果において、昨今の物価上昇により、企業活動にどのような影響がありましたかとの設問では、悪い影響があったと回答した企業が77.8%となってございます。

また、経営上の課題または問題点はどのような内容ですかとの設問では、求人難が63.6%、利益減少が46.4%となってございまして、物価高騰や人材確保に苦慮していることが経営環境の悪化につながっているものと推測できるところでございます。

○金谷委員 今お示しいただきましたように、人材不足、物価高騰による要因が大きいということが分かりました。それでは、それについての今年度の予算、どのようになっていますか。支援策をお聞かせください。

○小島経済部次長 今年度の市の取組ということで答弁させていただきますが、まず、人材確保の取組といたしましては、旭川市企業情報提供サイト「はたらくあさひかわ」において、213社の地域企業情報を提供しているほか、本市産業の動画紹介や求人情報を掲載しているところでございます。

また、介護分野や、建設分野などにおいて、外国人労働者を活用する事例が増加しておりますが、市内企業においては、雇用の意向はあるものの、そもそも制度や手続についての情報を入手したり、相談する手段や機会が少ないという課題も見えてきましたことから、外国人材の雇用を検討している市内事業者、または現在雇用している事業者を対象に、外国人材活用に係る制度や受入れ環境の整備等の相談対応を行う外国人材活用相談窓口を、本年8月に開設する予定でございます。

そのほか、新規学卒者や、幅広い年代を対象とした合同企業説明会への参画、さらには、地元企業に正規雇用により就業し、旭川市内に居住する方に対する奨学金返済に対する支援を行うなどの、人材確保の取組も実施しているところでございます。

また、物価高騰対策の取組ということにつきましては、本市の中小企業融資制度に災害・景気対策融資により支援をしているほか、令和6年度からの繰越し事業ということになりますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、燃料等物価高騰により厳しい経営状況にある貨物自動車運送事業者に対して、支援金を給付したところでございます。

○金谷委員 補正予算、予算等の内容は、お聞きしてきましたので分かります。今ね、お示しいただいた内容も入っていたということですが、特に現在ですね、新年度に入りまして、物価高騰や人材不足に苦労している、そういう内容の中、特にですね、飲食業、この方々からの支援策の必要性を訴えられております。どのような支援策があるか、お聞かせください。

○小島経済部次長 飲食業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多大な影響を受けたところでございますが、令和5年5月の5類感染症への移行に伴い、通常の経済活動が可能となったところでございます。

しかしながら、他の業種同様、物価高騰による仕入れコスト等の上昇や人手不足といった課題に直面しているものというふうに認識をしてございます。

先ほど答弁いたしました人材不足、それから、物価高騰に対する支援策につきましては、貨物自動車運送事業者に対する支援金を除きまして、飲食業の皆様も対象としているところでございますが、企業情報サイトへの掲載につきましては、多数の飲食業事業者の皆様に御活用をいただいているところでございます。

○金谷委員 これまで、国からの物価高騰対策のための、今お示しいただいた内容の中にもありました、重点支援地方交付金、これについては、会派としても、これまで代表質問等で、物価高騰対策の必要性、その中でも飲食業に対しての必要性があるということをお伝えしてきた経過がございます。

今年度、これから予定される内容を問いたいと思いますが、今のままでは十分とは言えないのではないか。第3回定例会に向けて具体的に対策として検討すべきではないかと考えますが、

見解をお聞かせください。

○小島経済部次長 飲食業に対する、さらなる支援策ということでございますが、国においては、物価高騰対策ではございませんが、小規模事業者等の持続的な経営に向けた、経営計画に基づく販路開拓等の取組に対する補助制度というのも設けているところもございますし、本市においても、中小企業融資制度により支援を行っているほか、一般財団法人旭川産業創造プラザでは、製品技術開発、販路拡大など、企業が抱える様々な課題の相談に対して、情報提供やアドバイスに加えて、他の機関と連携した支援活動を行っているところでございます。

委員のほうから今御意見ございました今後につきましてでございますけれども、経済状況の変化を適宜把握した上で、必要な取組といったものを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○金谷委員 はい、今御答弁がありました、経済状況の変化をこれから適宜把握し、必要な取組を検討してまいりたいということあります。この後、第3回定例会前に市長選挙がございますが、市長の選挙公約、現職のね、市長の選挙公約の中でもですね、特に、報道等では、物価高騰対策に力を入れたいということを述べておられます。この点考えましてもね、第3回定例会前にしっかりと、部としてはね、検討を重ねておく必要があるのではないかと思います。今後の考え方として、責任ある部長の見解を伺い、質疑を終了いたします。

○三宮経済部長 飲食店向けの物価高騰対策への支援でございますけども、今、次長のほうからも、検討するということで答弁をさせていただきましたけども、まず状況把握をしっかりとさせていただきたいというふうに思っています。

数字で見ますと、飲食業全体が苦しいというよりは、個別にいろんな事情があるのかなというふうに思っています。というのはですね、飲食業は、開業率も廃業率も高くて、非常に競争が激しいので、原材料や燃料の値上がり分を直ちに値段に追加したときに、お客様が離れてしまうという懸念があるというふうに思っています。

そういう個別事業に対しまして、しっかりと支援をしていくことが大切だというふうに思っていますので、例えば、旭川産業創造プラザのようにですね、個別企業支援をしているところもございますので、そういう個別の事情をしっかりとお聞きしまして、丁寧な対応をしてまいりたいというふうに考えますし、物価高騰対策の全体の事業としてはどういったものが適切なのかということにつきましては、今後、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○江川委員長 この件につきまして、ほかに御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただき結構です。

次に、(3) 東光スポーツ公園基本計画(複合体育施設)の改定について、及び(4) 花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式選定の考え方についての以上2件について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 初めに、東光スポーツ公園本計画(複合体育施設)の改定につきまして、御報告を申し上げます。

東光複合体育施設の基本計画につきましては、本年4月の常任委員会において実施日程等の御報

告をいたしました基本計画改定案に対する意見提出手続の結果と、旭川市スポーツ推進審議会の審議を踏まえ、令和7年7月10日に改定をいたしました。

基本計画改定案に対する意見提出手続につきましては、本年5月15日から6月16日までの期間で意見募集を行い、個人の方から5件の御意見をいたしました。

寄せられた御意見の内容と意見に対する市の考え方は、御手元の資料に記載のとおりとなっており、主な御意見として、観客席数や子ども向け施設に関する具体的な要望、プール及びアリーナの整備に関する意見等をいたしておりますが、複合体育施設の整備への反対意見はなかったものでございます。

また、7月1日に旭川市スポーツ推進審議会に意見提出手続の結果と改正案を示し、質疑応答を行い、基本計画改定案の了承を得て、7月10日付けで改定をいたしました。

次に、花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式選定の考え方について御報告申し上げます。総合体育館の建て替えによる新アリーナ建設を含む花咲スポーツ公園再整備事業につきましては、昨年度、官民連携手法による実施を決定したところであります。今年度は事業方式の決定と事業者の公募を予定しております。

資料の1ページを御覧ください。事業方式の選定に当たりましては、外部有識者の御意見を伺うため、事業者の選定を行う花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会を設置し、去る7月2日に第1回目の会議を行い、事業方式について御意見を伺ったところでございます。委員構成及び委員については、下の表にお示ししたとおりでございます。

資料の2ページを御覧ください。昨年度実施いたしました官民連携導入可能性調査の市場調査により、民間事業者から応募の可能性のある各事業方式について、従来手法と比較を行い、それぞれの特徴をまとめたものでございます。事業方式によりそれぞれ違いがありますが、アリーナの保有者が公共か民間かという点で大きな違いがございます。

資料の3ページを御覧ください。官民連携導入可能性調査の結果を取りまとめた比較の表でございますが、アリーナを公共が保有する方式では、建設費と維持管理費を支出することとなり、財政支出が大きくなっています。また、アリーナを所有しない方式では、リース方式では、リース料に建設費の全部または一部が含まれる場合があること、民設民営であっても完全な独立採算は難しいとの意見をいたしていることから、一定の財政支出は必要となります。

資料の4ページを御覧ください。公募する事業方式につきましては、広く提案をいただくため、限定し過ぎない方式にしたいと考えております。そのため、事業者が事業計画を立てる際の前提条件をそろえるため、公共が施設を保有する保有方式と、施設を保有しない非保有方式に分類し、この2つの方式で比較検討を行っております。

比較の視点といたしましては、新アリーナの目指す新たな魅力の創出に向けて、①のプロフィットセンター機能の発揮、②事業者の経営の自由度、市の公共施設保有による財政面での視点として、③将来的な市の財政に与える影響と区分しております。それぞれの比較につきましては下の表のとおりであり、次のページでそれぞれの視点ごとの比較のまとめを行っております。

資料5ページを御覧ください。視点の①ではBTコンセッションと非保有方式が、多様なコンテンツや興業の誘致とそれに伴う施設への投資が行われやすく有利となります。非保有方式のほうが、施設の価値、魅力を向上させる動機が継続的に働き、収益を確保する施設となりやすいものと

考えております。視点②ではB T コンセッションと非保有方式は、経営の自由度を確保でき、民間アイデアを生かすことができますが、B T コンセッションでは、公共施設との位置づけから、より強く公共利用が求められることが想定され、契約内容にもよりますが、事業者が求める運営方針に一定の制約がかかる可能性がございます。一方、非保有方式では、一定の公共利用が求められますが、自由度が高く、利用ニーズへ柔軟に対応できることで、アリーナ運営のポテンシャルを生かすことができると考えております。視点③では、非保有方式は、公共施設の保有量増加を抑えることが可能であることから、将来的な財政負担を抑えることができるものと考えております。

次に、資料6ページを御覧ください。比較のまとめになりますが、これまでになかったスポーツと多様なコンテンツによる様々な魅力の提供と、そのサービスを享受する市民にとって利益につながり、本市の魅力向上や地域経済への波及も期待できる、また、公共施設の保有量増加の抑制につながるなど、将来的な財政負担を軽減できることから、非保有方式のほうが優位性があるとしております。

一方で、非保有方式の特有のリスクとして、民間事業者の事業破綻リスク等があることから、そのリスクを管理する仕組みを設定することが必要であると考えております。

これらの比較を踏まえた選定委員会の意見は、事業方式の比較については了承し、総合的な評価により、非保有方式で進めることは妥当、ただし、非保有方式における提案が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることを含めて検討することとの意見をいただいたところでございます。

さらに、今後の事業募集や事業開始後の各場面において、民間事業者の事業破綻リスクへの対応と市民利用が過度に制約されない運営への対策が求められたところでございます。これらの御意見も踏まえまして、今後公募する事業方式を決定してまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

○能登谷委員 今日見てすぐなので全て分からないんですが、少し聞いておきたいなと思うんですね。

それで1つは、まず東光スポーツ公園のほうのことなんですが、これで見るとですね、3ページかな。東光スポーツ公園の概要のところで、計画、これ見直した後ですね、総事業費182億円ということで書かれていますよね。

それで聞いておきたいのは、今後整備される、武道館の部分は既に整備されているんですけども、複合体育施設、体育館部分ですね、この後整備されるというのが、事業費幾らと見ているのか、それも加えて182億円で賄えると見ているのか、その辺のところちょっと聞かせていただきたいと思います。

○江川委員長 理事者に伺います。お答え出ますか。答弁に時間は要しますでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 総事業費の確認をいたしますので、もう少しお時間を頂戴できればというふうに思います。

○江川委員長 どのぐらいの時間必要になりますか。

○菅原観光スポーツ部長 10分程度お願いします。

○江川委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時12分

○江川委員長 再開いたします。

ここで、休憩前の委員会で能登谷委員から御質疑があり、答弁保留となつておきました件につきまして、理事者の答弁を求める。

○菅原観光スポーツ部長 委員会の貴重なお時間を頂戴いたしまして大変申し訳ありません。

能登谷委員から御質疑のありました、総事業費についてでございます。182億円と記載させていただいておりますけれども、これにつきましては、令和元年度に基本計画を見直したときに記載をいたしました事業費総額となつております。その際の複合体育施設の整備費、整備予算、予定額といつしましては80億円というふうに想定をしておりました。

今回、基本計画の改定に合わせまして、複合体育施設の建設費を104億円と見込んでおりますので、その差額24億円分につきまして、総事業費に加えるべき数字であったということでございますので、合わせて206億円と、総事業費は206億円というふうになるところでございます。

○能登谷委員 ということは、ここは変えたほうがいいよね。これ新しい計画だよね。そういう意味ではね。なので、変えてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つ、それを踏まえてなんですが、花咲のほうは事業費総額でどう見ているか、建設費だけじゃなくていろんな周辺の整備もあると思いますので、それはどうなっているのか伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲新アリーナの建設事業費、概算で、計画上は、現在、消費税込みで約144億円と見込んでいるところでございます。

○能登谷委員 それは建設費用だけじゃないのかな。他の事業費かかりませんか。190億ぐらいかかるという話も聞こえてきましたけど、全体としてはどうなるんだろうか。それ、さっきの体育館も同じことなんだろうか、それはもっと膨らむんだろうか。それちょっともう少し説明していただけませんか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 施設の建設にかかるコストに加えまして、外構でありますとか、解体費用等もろもろ含めますと、全体約190億円と見込んでいるところでございます。

○能登谷委員 同じように考えたとき、東光104億円は変わらないんですか。それは外構とかいろんなもの含まれて、そうなるんだろうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 外構等も含めまして、現時点におきましては、事業費104億円を見込んでいるところでございます。

○能登谷委員 それでですね、先ほど市長の出馬表明のこと也有って、物価高騰対策は速やかにやるっていうことでしたけども、それ以外の部分で、報道にありましたけど防衛予算などですね。この手の大型事業費についてはね、花咲スポーツ公園に建設される新アリーナや市民文化会館の建て直しなどの大規模公共施設建設は、防衛関連予算など、国からの補助金をできるだけ獲得し、財政を平準化するということを市長が出馬に当たって表明されているんですが、だとするとね、これどれぐらい見通しを持っているのかなと、財源的に。

今日聞いた話の中で、民間が行うことになればですね、市が保有しない非保有方式であると、それはちょっと活用できないんじゃないかなということもあると思うんですよ。なので、本当にきちっと見通しを持ってこれ御発言されているのかどうかってこともあるもんですから、担当部局としては、どう財政的に思っているのか、見通しを聞かせていただきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 財政的な見通しについてでございます。

本日、御説明させていただいておりますとおり、事業手法の考え方といたしまして、非保有方式が有利であるということで、選定委員会の御意見も踏まえて、そういった方向性で考えていきたいというふうに考えているところでございます。非保有方式となった場合につきましては、建設費に係る資金調達への部分は全て民間で行うこととなりますので、そういった防衛の補助等については、そこには充てられないというようなことになるかというふうに思います。

一方で、PFIを選択する、今説明の中で、御説明いたしておりますけれども、仮に非保有方式で提案のあった事業が一定の水準に満たないような場合については、立ち戻って保有方式で事業を検討するということも考えておりまして、そういった場合には、PFI手法ということも考えられますので、そういった場合には財源は防衛の財源等を充てられるというような考えでおります。

○能登谷委員 そうすると、市長の言っていることは、このとおり必ずしもなるとは言えないですね。今、検討手法については、非保有方式でなるべく進めてほしいと。それが妥当でないかという流れでやっていることには合わないんじゃないかなと思うんですよ。保有で、改めて保有するという場合には、少しそういうことも当てはまるということなので、ちょっと市長としては、選挙に向けて、ビッグマウスだったというようなことになるでしょうか。それを部長に聞くのもなんなので聞きませんけど、なのかなあというふうに感想だけ述べておきます。

それでもう一つはですね、官民連携ありきで、確かに官民連携でいきたいということをこれまで何度かおっしゃってきましたし、そういう手続を取ってきたのかなと思うんですね。ただ、このいろんな資料を見てもですね、例えば、2ページまでだと官民連携手法の概要ということで、従来方式と公共が保有する方式、非保有方式を並べながらいろんなメリット、デメリットを整理されているというつくりですよね。

だけど、具体的に金の問題になると、3ページ以降は、従来方式が書かれていない。もうそこから排除されて、官民連携ありきなんですね。これだと、直営との比較、従来方式との比較ですね、十分じゃないと思うんですよ。そうすると、本当にバリュー・フォー・マネーがあるのかどうか、効果が出ているのかということが率直に言って分かりづらいと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えてらっしゃるんですか。

○菅原観光スポーツ部長 資料の2ページについてでございますけれども、従来手法と官民連携手法についての比較ということで、資料を整理させていただいております。本年3月に、官民連携手法で事業を実施するといった流れの中では、バリュー・フォー・マネーがあるということで、官民連携手法でこの事業については進めたいということで意思決定をしてきたところでございますので、資料2ページにつきましては従来手法との比較ですが、資料3ページ以降については、官民連携手法の中でどのような手法が適切であるかといった視点で資料をまとめたものでございます。

○能登谷委員 そうなんだけど、官民連携で行こうと言ったからもうそれ以外は見なくていいということでもないと思うんだよね。当然、従来手法で行った場合のいろんなメリット、デメリットつ

てことも、担当部局としては見ておくべきじゃないのかな。もうそこで思考停止じゃなくてね、常に見ながら、いつでも立ち止まれる。そうでなくとも、市長の言っていることとも多少違ったりするわけだから、非保有と言いながらも、防衛予算が入るかのようなことを言ってみたりしているわけだから、いつでも立ち止まって、従来方式も含めてね、検討できるような、そういうやっぱり資料の比較検討をさせるべきじゃないかなと思うんですけど。

○菅原観光スポーツ部長 委員から今お話のありました、いつでも立ち止まってということでございますけれども、現在、考え方といたしまして非保有方式を選択したいということで進めようというふうに考えております。また、先ほども御説明の中でもお話しさせていただきましたが、一定の水準を満たさない場合については保有方式での検討を進めるということも、道としてあるというふうに考えております。

その中で、従来手法も選択肢の一つになるかということでございますけれども、これまでの経過の中では官民連携手法がやはり優位であって、将来的な市の負担が削減できて、かつ、プロフィットセンターとしてアリーナを活用できるということを目指しておりますので、現時点において従来手法にまで立ち戻るということは考えておりませんが、今後の状況次第によっては、従来手法を選択するということも考えられるというふうに思っております。

○能登谷委員 私は、十分考えられるだろうし、考えておくべきだと思うんですよね。比較検討はいつでもできると。それがやっぱり公共としての役割じゃないかなと、私は思います。

それで、例えば2030年、令和12年に供用開始ということで、この日程が組まれていますよね、流れがね、事業計画が。で、これ、非保有方式でやるからこれでいけるんだと思うんですよ。この日程は、なかなかタイトですよね。

普通、保有方式だと、ある程度のことを定めた後に基本設計もやり、実施設計もやり、そして実際に着工して造っていくことになるから、こんな今年以外の4年間でできるのは、なかなか難しいですよね、率直に言ってね。だとすると、このことは、2030年中に供用開始はあくまでも非保有方式の場合であってね、それがうまくいかないときは、そのときには間に合わないということも想定されるんじゃないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 今、委員の御指摘のとおり、非保有方式の場合のスケジュールとして、令和12年のアリーナの供用開始を目指すというふうにしておりますので、事業手法を再度検討するということになれば、それは後送りになるものというふうに考えております。

○能登谷委員 それでその保有か非保有か、市がね、というのは公共の仕事にとってですね、私は最大の課題じゃないかと思うんですよ。そこまでプロポーザルでね、考えてもらいましょうというのはどうなのかな。そこぐらいは市としてしっかり検討して定めて、その中のさらに手法をいろいろ検討してもらうというのは分かるんだけど、保有か非保有かってのはね、やっぱりね公共の仕事としてはね、最大限のことじゃないかと思うんだよ。そこを誰かに考えてもらうというのはいかがなものかと思うんですけども、どんな考えでそういうふうにしているんでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 非保有か保有か、という考えでございますけれども、今回、選定委員会の中で御意見を伺ったところでございますが、あくまで決定といたしましては、市が決定するものというふうに考えておりますので、事務的な手続の中で意思決定をしていくものというふうに考えております。

○能登谷委員 ま、そこが一番大事なとこだと思うので、審議会とかいろんなとこで検討してもらった中ではそう言っているだけでね。市が何かの決定をするっていうことになるんであれば、やっぱり、そこをちゃんとした議論を市としてもしていただきたいし、議会にも諮っていただきたいなというふうに思いますので、そこをきちっと考えてもらえませんか。

○菅原観光スポーツ部長 事業手法の決定だけではありませんが、今後進めていく過程の中で、やはり私ども市といたしましては、市民にも、それから、当然議会にも丁寧に説明をする必要があるというふうに考えております。議案として諮るということではないと思いますが、お示しをする中で御意見を伺っていきたいというふうに考えております。

○江川委員長 この件につきまして、ほかに御発言はございますか。

○金谷委員 ちょっと初めて拝見している状況です。こちらの常任委員会の委員では今までなかつたので、ちょっとお伺いしたいのはですね、基本的なところでですね、以前からPFIという方式については、るる説明をいただいておりましたし、その内容の是非、メリット、デメリットについても、かなり確認してきた、自分なりにね、そういう経過を持っていたと思っているんですよね。で、今のお話だと、その非保有方式という、全く、またPFIとも違うやり方が提案されていて、それをですね、委員の皆さんによしとしたんだっていうところはね、説明を受けて分かりますけれども、果たしてその違いなどのところで、本当にこういったやり方ね、やっていくっていうことがどうなのか、さっぱり今日のこの資料見せていただいた時点では、判断できない、そういう印象を受けました。

そもそも、PFIでやった場合に、官民連携か、従来かっていうところのときに、今日以前にあったのかもしれません、バリュー・フォー・マネーはどういう状況だったのか、改めてお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 バリュー・フォー・マネーの結果どうだったのかというようなことかというふうに思いますけれども、例えば、運営期間を30年で見た場合につきましては、従来型と比較いたしまして、例えば、BTコンセッションの場合は、約1.5%というふうに考えられます。これはあくまでも当初の試算でございますけれども運営期間15年で比較をした場合に、従来とDBO、BTO、BTCとそれぞれ比較をしてございますけれども、新アリーナ単体で考えた場合につきましては、DBOで6.6%、BTOですと4.3%、BTコンセッションでありますと4.4%というふうに出てきております。この財政支出額はそれぞれ従来で申し上げますと214億円、概算でですね。DBOですと201億円ですので、12.7億円のバリュー・フォー・マネーが出ると。BTOでございますと209億円というふうに見込まれますので、8.3億円のVFMが見込まれると。BTコンセッションでありますと208.8億円、VFMで申し上げますと8.5億円というふうに、導入可能性調査の結果では、そのようなバリュー・フォー・マネーが出るというふうに、調査結果としてはそのような数字が出てきております。

○金谷委員 今、3つのDBO、BTO、BTコンセッション、この部分について、官民連携でいくと、12億、8億、8億ね、ちょっと端数はありますけれど、差があって、バリュー・フォー・マネーは着実に見込まれるという判断を先に1回したからっていうことになると思いますけどね、今のは、数字ちょっともう1回確認させてほしいんですけど、これ、管理運営の年が何年かによって、本当に影響があるんですよね、これってね。15年とか30年とか何回かおっしゃってました

けど、今の数字って何年間の管理運営によってのバリュー・フォー・マネーなのかもう一度確認させてください。

○川原觀光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナ単体で考えた場合に、先ほど最初に申し上げましたのが、運営期間30年を見込んだ場合で、従来方式で239.3億円というふうに見込んでおりましたが、BTコンセッションで申し上げますと、242.9億円でございます。VFMにつきましては3.3億円、1.5%というふうに、調査結果は、そのような結果が出ているところでございます。30年で申し上げますとですね、本日のこの資料は運営期間30年ということで説明をさせていただきましたので、今は30年の試算で申し上げさせていただいたところでございます。もう一つの数字といたしまして、運営期間15年、仮に15年で見た場合にどのような比較になるのかというのが、先ほども御答弁申し上げましたけれども、もう一度、申し上げさせていただきます。運営期間30年で、新アリーナ単体で考えた場合のコストということでございますけれども、これで申し上げますと、従来ですと239.3億円、例えばBTコンセッションでありますと242.9億円、VFMは3.3億円、割合で申し上げますと1.5%ということでございます。運営期間15年でも試算をしておりまして、同じく新アリーナ単体で申し上げますと、従来手法で申し上げますと財政支出が214億円を見込んでいったところでございますけれども、それが例えばDBOで申し上げますと201億円、VFMは12.7億円で、割合といたしまして6.6%、BTOの手法によりますと……（発言する者あり）

○金谷委員 今お示しいただいたBTコンセッション1.5%の差で30年ね、その場合は約3.3億円という御答弁なんですかけれども、それ以外にも計算はしてないんですか。30年で想定した場合のPFI方式官民連携の場合、今の1.5%以外のDBOとかBTOとか、それはやってないんですか。

○川原觀光スポーツ部スポーツ施設整備課長 運営期間30年につきましては、BTコンセッションのみで、VFMの算出結果としては、そのような分類で、従来とBTコンセッションの2種類で比較をさせていただいたというところでございます。

○金谷委員 ということは、それ以外は計算しなくていいんですか。答弁で出ないみたいなんで、またここで止まつてもなんですから、後でそこを確認していこうと思いますけれども。

ちょっと疑問なのはね、結局、今お示しいただいたような、今の御説明だと、30年想定でね、私たち今受け止めさせていただいたというふうに見えるんですけども、それで、一つの判断として、PFIだった場合のね、今の内容であれば、BTコンセッション方式といいますか、それで発注していった場合のバリュー・フォー・マネーは、3億円ちょっとと、この時点での計算式では3億円ちょっと30年でっていうのは分かったんです。ただ、これは実際に委員会っていうかそちらのほうで了解していただいたのは、結局は同じ官民連携手法であっても、非保有方式の内容について、了解したと。そういうふうに聞こえるわけなんですね。そうするとね、その内容とPFIとでは、全くね、同じではないですよね、これ見せていただいたときにね。にもかかわらず、その根拠としてね、その以前に、PFI方式で計算したときに必ず、管理運営が年間10億円以上でしたっけ、旭川市のPFI方針の指針がありますよね。それ以上の施設に関しては、年間、間違ったかな、10億円だったかな、1億円だったかな、10億円ですよね、（発言する者あり）建設費が10億円以上でしたか。決まりがあるんですよね。それ以上の場合は、検討しなさいっていうことな

ので、検討したという経過があるということで、それは分かっているんですけども、必ずしもその非保有方式とイコールではない。根拠にはだから、なり得ないのではないか。にもかかわらず、なぜに官民連携手法が優位だというところに持つていて、そして、その中でも PFI ではなくて、非保有方式にするんだというその意思決定。これ、意思決定しているんですか。もう既にしたんですか。まだなんでしょうか。まず先にそれだけ確認させてください。

○菅原観光スポーツ部長 今回この委員会のほうで考え方をお示しさせていただいておりますが、意思決定についてはまだでございます。

○金谷委員 分かりました。ちょっと安心しましたけど。それと、今日のところはね、これ以上詳しく入つてもなかなかね、答弁難しい部分もあるなって思うんですけども、1点だけ教えてください。PFI とその非保有方式の大きな違いと、今回、非保有方式が最もふさわしいのだというところの点について、その根拠となる内容について、そこだけは御説明ください。

○菅原観光スポーツ部長 PFI 方式と、それから非保有方式であります。非保有方式につきましては、公共が施設を保有しないという方式でありますけれども、PFI につきましては、当初の事業費を繰延べて市が負担していくようなイメージであります、非保有方式につきましては、使用料、あるいはリース料に沿つてそれを負担していくようなイメージであります。

事業方式、PFI でありますと、事業方式の一部、一部財源はあるというふうには思っておりますけれども、建設費のほとんどを市が負担していくというようなイメージかというふうに思っております。

今回、その非保有方式のほうがメリットがあるというふうに選定委員会でも御意見を頂戴したところでございますけれども、やはり、目的といたしましてプロフィットセンター、稼げる施設にこのアリーナがなっていくということを私ども目指しておりますので、そのためには民間の自由度が、民間事業者の経営の自由度が高いほうがいいというような視点を持ったところでございます。

それから、これ4ページに記載でありますけれども、4ページの視点①から③でございますが、③といたしまして将来的な市への財政に与える影響ということで、非保有方式であれば公共が持たないということで、建設費の部分については、資金調達は民間が行うということであります。民間が行った中で、経営の自由度が高い中で興行等を行うことによって、稼げる施設になっていくと。稼げる施設になったときにですね、建設費の負担をそこで賄っていくという考え方であります。

ただ一方、公共施設としての役割を持っていきたいというふうに思っておりますので、その部分については公共施設としての利用料、あるいはリース料というようなことで市のほうが負担していくというような考えがございます。

こういった点から、PFI で建設費を負担するというよりも、民間で施設を保有していただいて、使用料、リース料あるいは公共利用の枠をお支払いするといったようなほうが、メリットがあるというふうに考えているところでございます。

○金谷委員 経営の自由度があるので稼げると、そういう御説明ですよね。使用料、リース料が、でも、公共としては発生すると言っていますよね。PFI における管理運営費用と何が違うのかというところは疑問が残りますよね。るるね、納得できないところはあるんですけども、まだ意思決定していないということなので、またちょっとこの続き、ひょっとしたら、次回の8月のほうでやらせていただこうかなと思って、納得できないとこいっぱいありますけれども、今日のところは、

一旦ここまでにさせてもらいます。

○江川委員長 それでは、ほかに御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(5)米不足と農家の経営、作況調査についてを議題といたします。この件につきまして、能登谷委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○能登谷委員 大変お待たせしましたので、なるべくさくさくとやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、米不足の現状について伺いたいと思うんですが、その中でもまず米の価格の動向についてですね、お示しいただきたいと思います。

○杉山農政部次長 お米の価格についてでございます。

随意契約による備蓄米の放出以降、全国の米の平均販売価格は下落傾向にあり、国の7月14日の発表によりますと、全国のスーパーにおける平均販売価格は、5キログラム当たり3千602円となっており、7週連続で低下しております。一方で、米の生産に必要な各種資材や経費の高騰などの影響もあり、令和5年度以前の米価の水準に下がることは難しいものと考えております。

○能登谷委員 安い備蓄米が出てきたということでの平均価格になっていきますのでね、だとすると、備蓄米以外の価格はそれほど変わっていないんじゃないかというふうに考えるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○杉山農政部次長 委員御指摘のとおり、国の7月14日の発表によりますと、いわゆる銘柄米の平均販売価格については、5キログラム当たり4千273円となっており、直近で最も価格が高かった5月中旬の4千469円からは、やや低下しているものの、依然として5キログラム当たり4千円を超える状況が続いております。

○能登谷委員 結局、2倍ぐらいに跳ね上がったまま続いているというのが現状でないかなと思うんですね。それで、米不足に対する認識について伺いたいと思っているんですが、米の流通量の不足の原因、これは単純に需要量に対する生産量の不足ではないのかなというふうに思っています。

農水省の米に関するマンスリーレポート、それから米をめぐる状況、これらを見るとですね、主食用米の需要量は1997年6月末までの944万トンから毎年8万から10万トンずつ減り続けて、2023年6月末には691万トンまで減っています。ところが、24年は小麦価格の高騰や訪日観光客の増加などもあってですね、705万トンに増加しています。それに対してその前年、23年秋の生産量は661万トンしかありませんでしたので、44万トン不足していました。

実は、米はその前から不足していて、23年6月末までの需要量691万トンに対し、22年秋の生産量は670万トンで、ここでも21万トン不足になっています。

その前年まではほぼ均衡していましたので、23年から不足が始まっていたことになります。コロナも明けて、観光客も増えてということだと思うんですね。今年はどうかというと、全国のスーパーのレジで自動的に集められる購買数量のデータ、POSデータですね、これや、米穀安定供給確保支援機構の消費動向調査によると、需要はほとんど減っていませんので、今期、24年7月か

ら25年6月末の需要は、昨年と同水準の700万トン付近になる可能性があります。

そうするとですね、一方で、昨年秋の米の生産量は農水省の統計では679万トンで、これも需要を下回っています。しかも、夏の高温の影響によって、精米後の歩留まりが悪かったとの指摘があります。政府統計は玄米で計測するため、今年も実際の生産量が下振れする可能性があるということになります。政府は一貫して米不足を否定してきました。江藤前農水省は、卸売業者が投機目的で米を抱え込んでいるなどと、流通業者に責任転嫁してきました。小泉大臣も、この立場はいまだに変えていません。

米の流通業者は、学校給食、病院、外食産業などの取引先と、米の供給を年間契約しています。ところが、23年末頃からの米不足で、各事業者は契約を守るために、より高い価格で仕入れるようになった。価格がどんどん高騰したんではないかと思われます。契約先への供給が優先されれば、スーパーなどに回す米がなくなってしまいます。その結果起こったのが、昨年の夏から続く米不足、米価格高騰であって、その根底には今言ったような生産量の不足があるのではないかと考えますが、市の認識を伺います。

○杉山農政部次長 昨年から続く米不足の原因でございますが、令和5年産米が不作で収量が確保できなかったこと、また、令和6年産は比較的豊作とされておりましたが、計測方法に課題があつたこと、加えてインバウンドの増加により国内の米の消費量が増えたことや、南海トラフ地震の臨時情報により買いだめの動きがあつたことなど、結果としてですね、需要量が生産量を上回ったものと認識しております。

○能登谷委員 農林水産省はですね、今月18日、2025年産主食用米の作付意向調査を公表しています。38道府県が増産するとの見通しを示しました。

主食用米の価格上昇によってですね、飼料用米などから転換する、または休んでいたところをですね、作るという農家が増えました。全国の作付面積は136.3万ヘクタールと、24年産実績より10.4万ヘクタール増えて、過去5年で最大となる見通しで、生産量に換算すると56万トン多い、735万トンに増えるとのことです。これらを受けて市は、米の動向についてね、この秋の見通しをどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○杉山農政部次長 今後の見通しでございますが、今後も備蓄米が市場へ流通していくことや、令和7年産主食用米の作付面積が増加していることから、まず本市においては、米不足には至らないものと想定しております。

しかしながら、今夏の高温の影響を受け、例年よりも収穫時期が早まるとの話もございます。いずれにしましても、自然相手のことでございますので、収穫量に何らかの影響が出る可能性も排除できないところでございます。今後もですね、需給と価格の動向については、注視してまいります。

○能登谷委員 結局ですね、備蓄米が枯渇していくってこともあるって、今後ちょっとなかなか不安定ですね。今年だけ足りれば済むという状況ではなくて、これまでの不足も含めて、今後ちょっと動向をですね、注視しなければならないし、やはり生産量を増やさないとどうしようもないという時点ではないかなというふうに思っています。

農家の経営状況についても伺っていきます。米の昨年の概算払いは幾らだったのか、その後の精算払いもあると思いますので、それぞれ幾らになっているか伺いたいと思います。

○杉山農政部次長 本市の主力品種であるななつぼしにつきましては、令和6年産の当初の概算払

い額は、1俵当たりの仮価格で1万6千500円となっており、精算につきましては、今後行われていくことになりますのでまだ確定はしておりませんが、最終価格は2万円を超えると伺っており、大きく増加するものと想定しております。

○能登谷委員 米の価格が1俵60キログラムで2万円を超えるということで聞きましたが、このことで、農家の経営は安定したと言えるんでしょうか。

○杉山農政部次長 昨今の米の価格高騰により、一部の農家からは、一時的に収入が増えたということを聞いておりますが、米の価格は、需要と供給に応じて変動することから、長期的に経営が安定したとは言えないと認識しております。

○能登谷委員 確かにこれまで厳しい事態が続いてきましたのでね、1回こつきりで大丈夫かということはありますので、安定しているとは言えないんだなと思うんですね。で、収入増になってますが、農家にとっては、概算払いの時点で生計を立てていますのでね、精算払いがどうなるか分からぬ中で、十分に農業機械の修繕や設備投資が行えなかつたと、税金ばかり上がつたという声も聞かれていますが、市内ではどのような状況なのか伺います。

○杉山農政部次長 委員御指摘のとおり、米の急騰により、急に収入が増えたことから、昨年は十分な投資が行えなかつたという声を聞いております。今年度につきましては、収入の増加を見越して、計画的に設備投資を進めている農業者が多いというふうに伺っております。

一方ですね、一部の機械販売事業者からは、農家の収入の増加に伴い、農業用機械の需要が高まっており、場合によっては在庫不足により納品できない状況もあるという話を聞いているところでございます。

○能登谷委員 それで、18日付の北海道新聞の1面トップはですね、農家継がない次世代と、親元就農10年で4割減と、収入不安定で忙しく、ということが報道されていました。旭川市で新規就農と親元就農の現状、どうなつてているのかをお示しいただきたいと思います。

○富田農政部次長 本市における新規就農者数についてでございます。平成27年から令和6年までの10年間で、合計59人となっているところでございます。

その内訳といたしましては、農外からの新規参入者が18人、親元就農は41人となっているところでございます。

○能登谷委員 詳しいデータをもらいましたけど、結局水稻関係はですね、ほとんど新規参入難しいという状況ですね、2人ぐらいいるけども、実際にはのれん分けみたいなものとか、農地があつたということなので、全く土地も機械もなしに新規参入するってことは、ほとんど難しい状況じゃないかなというふうに思うんですね。

私伺った農家は、親御さんが亡くなつて、家に戻つて就農したという方がいらっしゃいました。スマホとかユーチューブが農業の師匠だと言つてはいるという状況なんですね。親がいなくなつてからなので、全然教えてもらうということがなかつたってことなんですね。こういう場合でも、これ親元就農の範囲なんでしょうか。それから、新規参入者と親元就農の課題つていうのはどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

○富田農政部次長 農家の経営者が亡くなられた場合、農地や農業施設等は、相続によって配偶者や子が引き継ぐことになります。この、子が経営を引き継ぐ場合は経営継承となりますので、議員がおっしゃられた部分については、親元就農の範疇なのかなというふうに考えてございます。

また、新規参入者や親元就農者が安定的かつ継続的に営農し、また経営を発展させていくためには、すぐれた品質の農作物を生産するための確かな栽培技術や農業経営全般に係る知識の習得に長い時間を要すること、これが課題の一つではないかというふうに考えているところでございます。

また、親元就農の場合には、農地や農業施設等の資産を継承することができますが、新規参入の場合には、さらにそれらの取得に多額の費用が必要となることも課題であると認識しているところでございます。

○能登谷委員 さきの報道ではですね、親元就農に支援する自治体も出ているということが書かれていましたが、旭川市では親元就農への支援はあるのかどうか伺いたいと思います。

○富田農政部次長 本市における親元就農への支援策といたしましては、本市独自の融資制度におきまして、後継者のいる経営体、また後継者に対する優遇措置を設けているところでございます。

また、国の制度ではございますが、地域農業の担い手の経営を継承した後継者にその経営を発展させるための取組を支援する経営継承発展支援事業、また、円滑な農業経営の移譲に向けた取組や、農業機械施設の導入等を支援する世代交代円滑化事業などにより、後継者への支援を行っているところでございます。

○能登谷委員 先ほども言いましたけど、米農家は新規就農がほとんど難しいですよね。

土地や機械が莫大な経費になるということで、10町歩ぐらいでは経営できないから10町、20町になるとね、もうすごい金で、5千万円とか億単位の話になっちゃいますので、本当に難しいという中でね、農家の経営が安定しない中で、親元就農もそれほど多くない現状ですよね。なので、もっとやっぱり支援をしていくべきじゃないかなというふうに思います。今聞いた中でも、旭川市の親元就農への支援というのは、利子補給程度のこととか、または国の制度の協調補助が主なものですね。だから、月形町で、先ほどの報道で、年間100万円を2年間支援すると、これももちろん十分とは言えないとしてもね、自治体も支援しているという励みにはなっているんではないかなというふうに考えられます。なので、旭川市としても、親元就農の独自支援もね、検討していく必要があるのではないかというふうに考えますけれども、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○林農政部長 新規就農に関してですね、新規参入と親元就農のお話がございまして、親元就農に関する支援ということでいけば、ただいま答弁させていただきましたように、利子補給ですとか、あるいは、国の制度も説明をさせていただきましたけれども、機械設備の拡充等々、こういったものを活用しながら支援をしているというのが現状であります。

ただ一方では、私ども担い手の確保育成というのは非常に大きな課題というふうに思っていますので、こういった面からは、まさにこの親元就農についても、今後どうしていったらいいのか、こういったことについては、現在も一応検討はしているという状況にございます。

また、支援の形がですね、今言ったようにいろいろありますけれども、果たしてその補助と、お金の面での支援だけがいいのか、あるいは、様々な障害を排除するような、そういった支援策も、場合によってはあるかもしれない。こんなことは、いろいろあると思います。

ただ、もう一つ言えるのは、この担い手の確保については、農業だけではなくて様々なジャンルで起こってる、現下の社会状況だと、そういうふうに認識しております。そういった中では、これは以前からですけれどもやっぱり農業を魅力ある職業にするということを本当に大事にしながらで

すね、そこで、新規就農と親元就農が相乗的に、私が何とかこう働きたいのは農業なんだと、そういった若い人たち、若くなくてもいいんですけども、そういった方々がたくさん出てくるような、そういった農業政策をしっかりと展開するような、そういったあるべき姿をこの課題の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 それで、最後のあれなんですけども、もう一つは、農家の経営の問題でいくとですね、昨年の夏以来の深刻な米不足と、それから米価の高騰、全国の家庭を直撃したということですね。その最大の原因は、先ほども述べましたけど、米の供給不足ということです。

なので、米の市場任せをやめて、需給と価格の安定に政府が責任を持っていくということがどうしても必要だと思いますし、ゆとりある需給計画の下にですね、米の増産、備蓄を図る必要があるんではないかなというふうに考えています。

一方で、日本の農林水産予算は、一貫して縮小され、今や軍事費8.7兆円と言われていますが、その僅か4分の1に当たる2.27兆円ぐらいまでというところまで落ち込んでいるんですよね。国民1人当たりの農業予算はですね、アメリカは約3万288円、フランスは2万7千929円、日本は僅か1万3千598円ですので、半分以下なんですね。

だから、主食の米を安定供給する上では、米農家の生産費に見合う価格保障や所得補償など、ほかの国も、欧米、特にヨーロッパはやっていますけども、そういう対策をですね、国が責任を持って進める必要があるんじゃないかなというふうに考えますけれども、市の認識を伺っておきたいと思います。

○杉山農政部次長 農業全般に関してですが、過去には、主食用米に対する交付金として、米の直接支払交付金がございましたが、諸外国との生産条件の格差から生じる不利がないことなどを理由に、平成29年度をもって廃止に至ったところでございます。

現在、経営所得安定対策として、諸外国との生産条件の格差から不利が生じている作物や、水田を活用した転作作物に対して交付金が支払われておりますが、水田政策につきましては、令和9年度から根本的な見直しを行うことが国から示されており、この問題はやはり、農業者における経営の安定には非常に重要な課題でございますから、今後も国の動向をしっかりと注視してまいりたいと思います。

○能登谷委員 あとすぐ終わります、2つぐらいで。一つは、主食である米の作況調査についてですね、どのように行われているのか伺いたいと思います。

○杉山農政部次長 水稲の収穫量調査は、国民の主食である米の需給対策や生産対策などの政策を推進するための資料作成を目的として、国の職員や専門調査員により行われており、具体的にはですね、無作為に抽出した全国約8千箇所の水田で実際に稲を刈り取って調査を行っております。

○能登谷委員 結局、坪刈りしているってことなんですね。僕もこれ、打合せの中で聞いてびっくりしましたけど。あれ、まだ坪刈りだったのかよという感じなんんですけど。

なぜかといえば、農作業においては、GPSを活用したりとか、いろんなことが行われていますよね。それでいろんな衛星データなんかも活用されているのに、作況調査はまだ坪刈りだというのがちょっとびっくりしていると。

農水省もこれまでいろんなことで、その活用とかね、それから地域、畠、田んぼごとのいろんな状況がGPSで見えて、生育状況が進んでる、進んでいないも見えているということだったので、

多分それを活用しているのかなと思ったんですけど、それが違うというんで、ちょっとショックを受けています。

国は今、作況調査の公表、指数の公表を廃止するということを示唆しているんですが、その意味とその影響をどう考えたらいいのか伺いたいと思います。

またあわせてですね、農作業で使っているいろんなG P Sのデータ活用、作況調査でも活用できないものかなあと。先ほどの、親元就農に入れてしまわれた、ユーチューブとかスマホを活用して米づくりを一生懸命学んでいる青年がいましたが、彼も、何とかそのG P Sのデータは欲しいよねというふうな話をしていました。それがやっぱり、米づくりの進捗を図る上でもね、周りの農家とのいろんな違いを見る上でもね、話し合っていろいろするだけでなくて、実際のデータとして活用できるということが、大農家だけじゃなくて、家族農家で10町、20町やっているようなところだってね、活用したいということだったんですね。なので、G P Sデータ活用についての認識というのも伺っておきたいと思います。

○杉山農政部次長 これまで用いてきた作況指数については、生産現場との実感に乖離があったことから、国が廃止の方向性を示しており、代わりに人工衛星や収量測定可能なコンバインを活用し、より精度の高い統計の作成に取り組んでいくとしておりますが、これもまだ検討中ということでございますので、中止の影響について、現段階では予測が難しいところでございますので、今後の国の動向、これも同じになってしまいますが、注視しながらですね、様々な活用について考え、検討してまいりたいと思います。

○江川委員長 この件につきまして、ほかに御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午後0時06分